

和歌山市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、平成29年1月21日付けで提出された「住民監査請求書」に係る監査の結果は、次のとおりであるので、同条第4項の規定により公表する。

平成29年1月28日

和歌山市監査委員 伊藤 隆 通
同 上 森 田 昌 伸

第1 監査の請求

1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の記載事項による本件請求の要旨は次のとおりである。

(1) 請求の対象となる執行機関又は職員

和歌山市長（以下「市長」という。）

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

和歌山市（以下「市」という。）は、A議員及びB議員（以下「両議員」という。）が平成29年10月27日に岐阜県大垣市へ会派視察（以下「本件視察」という。）を行うに先立ち、市に対して、事前に、特別車両を利用せず、普通車両の指定席を利用する旨申し出ていたにもかかわらず、和歌山市職員等旅費支給条例（昭和28年条例第14号。以下「職員旅費条例」という。）第13条により特別車両料金を含めた金額が定額支給とされていることのみを理由として、普通車両を超えた特別車両料金を支払った。

両議員は、本件視察に際して、事前の申出どおり、実際、特別車両を利用することなく、普通車両の指定席を利用した。

市は、①両議員から本件視察に際して特別車両を利用することがないとの申出を受けていたにもかかわらず、特別車両料金を定額支給した。また、その後、市は、②両議員に対して、実際に利用した普通車両の指定席料金と特別車両料金の差額である一人当たり6,500円について返還を求める措置などを行わず、また、③両議員から当該金員の返還の申出を拒絶するなどした。これら市の①②③の行為は、請求の対象となる財務会計上の行為及び怠る事実該当する。

(3) 違法若しくは不当とする理由

岐阜地方裁判所平成27年1月8日判決によると、「議員らが事前に特別車両を利用しない旨の申出をし、実際に特別車両を利用しなかった場合についてまで定額支給をすることは、合理性を著しく欠く」ものであり、「議員らが事前に特別車両を利用しない旨の申出をし、実際に特別車両を利用しなかった場合についてまで、特別車両の料金を定額支給した場合には、当該支給は違法に支給されたものとなり、当該議員等は、普通車両の指定席料と特別車両料金との差額を不当に利得したことになる。」とされているところ、両議員も事前に特別車両を利用しない旨の申出をし、実際も特別車両を利用していないにもかかわらず、特別車両料金も含めた定額支給がなされたことから、当該支給は違法であり、両議員は普通車両の指定席料金と特別車両料金と

の差額を不当に利得したことになる。

(4) 市に生じている損害

両議員が実際に利用した普通車両の指定席料金と支給された特別車両料金との差額の合計金1万3,000円

(5) 求める必要な措置

監査委員は市長に対して、次の措置を講ずるよう求める。

両議員に対する不当利得返還請求、実費支給又は特別車両料金の選択制にするなど市議会に対して条例改正の提案を行う等の措置をとること。

2 事実証明書

(1) 一般行政視察日程表

(2) 費用弁償を支給する際に使用した現金封筒 (写)

(3) JR乗車券及びグリーン券のキャンセル料領収証 (写)

(4) JR乗車券類の領収書 (写)

(5) 岐阜地方裁判所平成25年(行ウ)第8号(写)

3 要件審査

本件請求は、市が両議員から平成29年10月27日の本件視察に際して、事前に特別車両を利用することがない旨の申出を受けていたにもかかわらず、特別車両料金を定額支給したことが違法な支出であり、本件視察後において両議員に対し実際に利用した普通車両の指定席料金と特別車両料金の差額である一人当たり6,500円について返還を求める措置を行わなかったこと及び両議員からの返還の申出を拒絶するなどしたことは、不当利得の返還請求権の行使を怠っており、それにより市が損害を被っていることから、市長の両議員に対する当該不当利得の返還請求を求めるものであると解し、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成29年11月27日に監査の実施を決定した。

また、実費支給又は特別車両料金の選択制にするなど市議会に対して条例改正の提案を行う等の措置をとることについては、同条第1項に規定する要件に該当せず、その前提を欠くといわざるを得ないことから監査対象とはしない。

第2 監査委員の除斥

本件請求は、市議会議員に対する費用弁償の支給に関するものであることから、市議会議員から選任された監査委員は、法第199条の2の規定に基づき、除斥とした。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

次に掲げる点を監査の対象事項とした。

(1) 市が本件視察に際して支出した費用弁償のうち特別車両料金について、事前に両議員が特別車両を利用しない旨の申出を受けていたにもかかわらず定額支給したことが違法若しくは不当な公金の支出に当たるのか否か。

(2) 実際に利用した普通車両の指定席料金と特別車両料金の差額について、市が返還を求める措置を行わなかったこと及び返還の申出を拒絶したことが違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実にあたるのか否か。

2 監査の対象部局

総務局 総務部 人事課

議会事務局 議会総務課、議事調査課

3 本件請求に関連する書類の提出

(1) 市長から提出された書類

市長に対し、本件請求に関連する書類の提出を求めたところ、平成29年12月1日付けで次に掲げる書類が提出された。

ア 議員派遣申出書

イ 旅行命令（依頼）簿

ウ 職員派遣復命書

エ 精算書

(2) 会計管理者から提出された書類

会計管理者に対し、本件請求に関連する書類の提出を求めたところ、平成29年1月29日付けで支出負担行為書兼支出命令書が提出された。

4 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定に基づき、関係人である両議員に対し、文書による調査を行った。

5 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を付与し、平成29年12月21日に請求人による陳述を実施した。

(1) 新たな証拠の提出

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 請求人による陳述の要旨

上記第1の1に沿った陳述があった。

6 弁明書の提出及び関係職員による陳述

平成29年12月14日に市長から本件請求に対する弁明書が提出された。なお、弁明書の提出に当たっては、証拠資料として次に掲げる書類が併せて提出された。

また、平成29年12月21日に監査対象部局の職員（以下「関係職員」という。）による陳述を実施した。

(1) 弁明書と共に提出された証拠資料

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第58号）

ウ 和歌山市職員等旅費支給条例（昭和28年条例第14号）

エ 公務員旅費取扱の手引

オ 旅費法詳解 第8次改訂版

カ 最高裁判所平成2年（行ツ）第91号

(2) 関係職員による陳述の要旨

ア 両議員に対する不当利得返還請求について

- ① 平成29年10月27日に行われた両議員による本件視察に伴う費用弁償については、法並びに和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第58号。以下「議員報酬条例」という。）及び職員旅費条例の規定に基づき、適正な額を適正かつ適切な方法で支給している。
- ② 職員旅費条例に基づく特別車両料金を含めた鉄道賃は、標準的な実費を基礎として計算し支給する定額支給方式を採用したものである。
- ③ 定額支給方式では、与えられた定額の範囲内においていかに旅費を使用するかは、旅行命令等に違反しない限り旅行者の自由意思に任されているところである。
- ④ これらのことから、本件視察において特別車両を利用せず、そのために特別車両を利用するとした場合の費用弁償の額と普通車両の指定席を利用するとした場合の費用弁償の額との差額が生じたとしても当該差額は不当利得には当たらない。したがって、市は両議員に対して不当利得の返還を請求する理由がない。

イ 職員旅費条例改正の提案を行う等の措置について

- ① 最高裁判所平成2年（行ツ）第91号においては、旅費に定額支給方式を採用することが許容されていると解されているとの判断が示されている。
- ② このことから、実費支給又は選択制にするなど現行制度を見直さなければならない理由がない。

ウ 事実誤認について

- ① 本件視察に当たり、事前に両議員から市に対し特別車両を利用せずに普通車両の指定席を利用する旨の申出があったという事実はない。
- ② 本件視察の後、両議員から市に対し返還の申出があったという事実及びその申出を市が拒絶したという事実はない。

第4 監査の結果

1 認定した事実

住民監査請求書及び事実証明書、関係人に対する調査、請求人による陳述及び請求事項に関連する書類、市長による弁明書及び弁明書に添付された証拠資料並びに関係職員からの陳述の聴取により、監査の対象事項について次の事実を認定した。

(1) 本件視察及び特別車両料金を含めた費用弁償の支給について

- ア 平成29年10月27日に視察のため両議員が岐阜県大垣市へ旅行したこと。
- イ 本件視察に際し、事前に概算払の方法により両議員に対し特別車両料金を含めた金額を費用弁償として定額支給したこと。

(2) 定額支給された特別車両料金と普通車両の指定席料金との差額について

- ア 特別車両料金と普通車両の指定席料金の差額は一人当たり6,500円であること。
- イ 市が両議員に対して特別車両料金と普通車両の指定席料金の差額の返還を求めなかったこと。

なお、本件視察に際し、事前に両議員が市へ特別車両を利用せず普通車両の指定席を利用する旨を申し出たとしており、及び本件視察後、両議員からの定額支給された特別車両料金と普通車両の指定席料金の差額の返還の申出を市が拒絶したとしており、

については、請求人の主張と市の主張に相違があった。

2 認定した事実に基づく判断

- (1) 本件視察に際して支出した費用弁償のうち特別車両料金について、事前に特別車両を利用しない旨の申出を受けていたにもかかわらず定額支給したことが違法若しくは不当な公金の支出に当たるのかについて検討する。

議員報酬条例第3条において、議員が公務のため旅行するときは、職員旅費条例に規定する市長に支給する額に相当する額を費用弁償として支給する旨規定されている。この規定に基づき、議会事務局は、人事課が計算した特別車両料金を含む鉄道賃としての費用弁償を概算払の方法により両議員へ支給している。

職員旅費条例に規定する鉄道賃は、その乗車に要する運賃、急行料金、特別車両料金、座席指定料金によるものとされており、市は標準的な実費額を基礎として計算された定額を支給する定額支給方式を採用している。

この定額支給方式については、最高裁判所平成2年（行ツ）第91号において「実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべき」とされ、「いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当」と判示されている。

よって、事前に特別車両を利用しない旨の申出の有無にかかわらず、議員報酬条例及び職員旅費条例の規定に基づき本件視察に際し特別車両料金を含む費用弁償を定額支給したことが違法若しくは不当であるとはいえないと判断した。

- (2) 実際に利用した普通車両の指定席料金と特別車両料金の差額について返還を求める措置を行わなかったこと及び返還の申出を拒絶したことが違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実にあたるのかについて検討する。

費用弁償とは、職務の執行等に要した経費を償うために支給される金銭給付であり、費用を要した都度、その実費を支給することが望ましいものといえるが、そうすることによって、証拠書類の確保やその確認が必要となると、旅行者や事務担当者に相当程度の事務負担の増加を招く場合もあり得ることから、定額支給を行うことも認められていると考えられる。

市が採用する定額支給方式により支給された費用弁償については、支給された定額の範囲内においてどのように使用するかは旅行者の裁量の範囲内であると考えられる。

このことから、職員旅費条例に特別車両を利用しないことによる精算の規定がない以上、実費精算としなければならないものではなく、また、差額の返還を求めなければならない根拠はないため、本件視察にかかる費用弁償は職員旅費条例に基づき適正に支給されたものであり、返還を求める必要はないと考えられる。

よって、実際に利用した普通車両の指定席料金と特別車両料金の差額について返還を求める措置を行わなかったことが違法若しくは不当に公金の徴収を怠っているとはいえないと判断した。

3 結論

以上のことから、本件請求のうち、実費支給又は特別車両料金の選択制にするなど市議会に対して条例改正の提案を行う等の措置をとることについては、住民監査請求の法定要件に該当しないため却下し、その余については違法若しくは不当な公金の支出又は違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実にあたるとはいえず、請求の理由がないものと認めこれを棄却する。